

小児マヒの生ワク投与を行います

暮らしのたより（市役所）五二〇二二三

◎該当する人

- ・1回目 昭和54年7月1日～昭和55年1月31日までに生まれた人。
- ・2回目 昭和54年2月1日～昭和54年6月30日までに生まれた人。
- ・実施もれ 昭和53年11月1日～昭和54年1月31日までに生まれた人で、病気、その他の理由で2回目の投与を受けていない人。

◎次の人は投与を受けないでください。

- ・下痢をしている人。
- ・熱のある人、又は著しい栄養障害のある人。
- ・心臓血管系疾患、腎臓病、肝臓病にかかっている人。
- ・今回の予防接種にアレルギー反応があることが明らかな人。又は前に異常な副反応を起したことが明らかな人。
- ・最近、1年以内にけいれん（ひきつけ）を起した人。
- ・種痘、麻しんもしくは風しん予防接種を受けた後、1ヵ月を経過していない人。

◎接種時の注意事項

- ・当日は、通知書（問診票）と母子健康手帳は必ず持参してください。
- ・投与対象者の健康状態が良好な時に受けてください。

- ・できるだけ、保護者が会場へ同行してください。

※問診票の次の事項には特に注意してください。記載もれがあると投与は受けられません。

- ・体温は、今朝目覚めた時の体温と会場へ来る前の体温を2度はかってください。

・体温が37度以上の時は、体温欄に赤エンピツで記入してください。

- ・問診票の答えが「希望しない」又は「はい」となる場合は、赤エンピツで記入してください。

- ・問診票に印かんを忘れずに押してください。

◎料金 無料

◎接種後の注意

- ・投与後30分位は飲食をさけてください。
- ・経口生ポリオワクチンの投与を受けた後、間もない時期には、抜歯・扁桃腺摘出等の外科的手術はさけてください。
- ・投与を受けた後、高熱、けいれん等の重い症状が出た場合は、かかりつけの医師の診察を受けてください。それらの症状が投与を受けたために起ったと言われた場合には、市役所に連絡してください。
- ・当日の入浴はさしつかえありません。

◎お問合せは 市健康課 内線 321

| 実施会場 | 実施月日 | 実施時間 | 実施会場 | 実施月日 | 実施時間 |
|----------------------------------|----------|-------------|------------------------------------|----------|----------------------------|
| 南公民館 須津公民館 元吉原公民館 大渕公民館 | 5月12日(月) | 13:20～14:20 | 富士市立体育館 原田公民館 | 5月14日(水) | 13:20～14:20 |
| 広見公民館 吉永公民館 鷹岡公民館 岩松公民館 | 5月13日(火) | 13:20～14:20 | 東公民館 伝法公民館 神戸公民館 田子浦公民館 | 5月15日(木) | 13:20～13:50 13:20～14:20 |
| 富士公民館 今泉公民館 | 5月14日(水) | 13:20～14:20 | 富士市立体育館 吉永公民館 富士公民館 鷹岡公民館 | 5月27日(火) | 13:20～14:20 追 加 |

私道の舗装工事に補助金

◆対象になるのは

公道として認定するのが困難な私道で、近くの公道が舗装され、次の要件を備え工事の施行基準に合っている場合。

- ・道路幅が2.7m以上あること
- ・道路の起点と終点が公道に接続している場合、もしくは起点か終点の一方が公道に接し、延長50m以上、家屋が10戸以上あること
- ・側溝などの配水施設が整備されていること
- ・土地権利者が一般の通行利用を承諾していること

- ・上水道が完備していること
- ・利用しはじめて3年以上たっていること
- ・市長が生活環境などを考え認めたとき

◆交付額

標準工事費の2分の1以内

◆交付の補助枠

300万円（件数の多いときは抽選）

◆受付期間

5月1日～5月21日

◆その他 富士市建設工事入札参加願いの受理されている業者であること

◆申込み、問合せは 市建設部管理課
内線 343、345

市政モニター決まる

新しい市政モニター、24人の方々に4月11日市長から委嘱状が、手渡されました。

市政モニターは、会議や、手紙で行政への意見、要望などを寄せていただきます。

今年のモニターは、次の方々です。
馬場喜久代(柚木) 安福清一(伝法)
高木恭子(境) 河岸正治(中島)
長橋敏夫(天間) 野村初男(一色)
小林勝久(神谷2丁目) 巢立茂子(広

見8丁目) 高田利江(伝法) 後藤綾子(御幸町)
高橋玉枝(中野) 鈴木
鈴子(大渕) 横田小枝
子(今宮) 伊藤好美(天
間) 清水恵子(富士見
台4丁目) 梶原文枝(久
沢) 望月孝子(富士
本町) 古郡国雄(伝法)
鈴木ます子(入山瀬) 望月典子(五
貫島) 稲葉信男(伝法) 藤井久美子

(比奈) 高橋光子(比奈) 亀田美由
紀(水戸島本町)



グループ訪問

②

若者の社交場

勤労青少年ホーム「喫茶ヒュッテ」



コーヒー100円、ラーメン120円、焼ソバ120円、とにかく安いので、ホームを利用している若者たちに人気がある。

勤労青少年ホームにある『喫茶ヒュッテ』は、利用者の憩いの場であり社交の場でもある。

月、水、金曜日の午後6時から週3日開店。運

営は、クラブ員6人が2人づつ交代で。

気軽に利用してもらおうと、店内にはコタツやマンガなどが置かれている。

リーダーの帶金基宏さん(25歳)は、「コーヒーなどを作ることに興味のある人は、ぜひどうぞ」と話していました。

連絡先 ☎21-6129 勤労青少年ホーム。



汚水の排出に思う

(こえ) クリーニング店から側溝に流れ、あふれている白い泡を見て、事業所等に適用されてい

る、水質規制のようなものがあつてよいと思いますがどうでしょうか。

規制がない場合は、クリーニング組合を通して行政指導をして改善させることは、環境衛生上好ましいことだと思います。

またこれ以外に写真店、塗装店についても指導をお願いします。

(一市民)

(こたえ) クリーニング店や、フィルム現像洗浄施設を持つている写真店は、法律(水質汚濁防止

法)により、特定事業所に指定され、届出義務が課せられています。

しかし、水質規制にかかるものは、1日の排出水量が、50立方㍍以上の中業事務所です。

市内のクリーニング店や写真店では、水質規制にかかるところはありませんが、市の公害防止対策に関する指導方針により、法に準じた排出水質の指導をしています。

また、市は、他の規制対象外の事業所についても、苦情があれば隨時指導を行っていきます。

(市公害課)